

温泉法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 定期的に温泉成分分析を受けるべき期間を定めること。

(第一条関係)

第二 政令で定める市の長により処理される事務を追加すること。

(第二条関係)

第三 この政令は、温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十一号）の施行の日から施行すること。

(附則第一条関係)

第四 温泉成分分析に関する経過措置を定めること。

(附則第二条関係)